

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併に関する事後備置書面)

令和3年4月1日

新田ゼラチン株式会社

令和3年4月1日

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
新田ゼラチン株式会社
代表取締役社長 尾形 浩一

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事前備置書面)

新田ゼラチン株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます）及び株式会社ニッタバイオラボ（以下「吸収合併消滅会社」といいます）は、令和3年4月1日を効力発生日とする吸収合併を行いました。よって、ここに本合併に関する事後開示をいたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和3年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和3年2月26日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定によるものであるため、該当事項はありませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、令和3年2月26日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面
別紙のとおりです。
6. 会社法921条の変更の登記をした日
令和3年4月5日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併に関する事前備置書面)

令和3年2月22日

新田ゼラチン株式会社
株式会社ニッタバイオラボ

令和3年2月22日

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
新田ゼラチン株式会社
代表取締役社長 尾形 浩一

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
株式会社ニッタバイオラボ
代表取締役社長 小田 義高

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

新田ゼラチン株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます）及び株式会社ニッタバイオラボ（以下「吸収合併消滅会社」といいます）は、令和2年11月19日開催の各社取締役会におきまして、令和3年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を実施することを承認し、吸収合併契約書を締結いたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

令和2年11月19日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は、別紙1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

当社は、令和2年12月17日開催の取締役会決議に基づき、令和3年2月1日付で、当社（接着剤事業（製造））を分割会社とし、ボスティック・ニッタ株式会社を分割承継会社とする会社分割を行いました。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以 上



吸収合併契約書

新田ゼラチン株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ニッタバイオラボ（以下、「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲および乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う。

第2条（本合併をする会社の商号および住所）

本合併における吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は以下のとおりである。

吸収合併存続会社（甲） 商号：新田ゼラチン株式会社
住所：大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

吸収合併消滅会社（乙） 商号：株式会社ニッタバイオラボ
住所：大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は2021年4月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（甲が交付する金銭等の交付）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するため、本合併に際して、乙の株主に対してその有する株式に代わる甲の株式その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（増加すべき存続会社の資本金等）

甲は、本合併に際し、資本金および準備金の額を増加しない。

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日における乙の資産、負債および権利義務一切を承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、あらかじめ甲乙協議、合意の上、これを行う。

第8条（株主総会）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併、乙は、同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲および乙において本契約につき株主総会決議を経ることなく本合併を行う。

第9条（従業員の処遇）

1. 乙は、効力発生日の前日をもって、乙の全ての従業員との雇用契約を終了させる。
2. 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員の内、甲による雇用を希望する従業員との間で新たな雇用契約を締結し、新規に雇用する。なお、新規に雇用する従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第10条（本契約の変更および解除）

本契約締結後、効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に著しい変動が生じたとき、その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2020年11月19日

甲 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
新田ゼラチン株式会社
代表取締役社長 尾形 浩一



乙 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
株式会社ニッタバイオラボ
代表取締役社長 小田 義高



事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1. 事業の経過及び成果

当期における健康食品市場は、健康長寿やアンチエイジングへの消費者の意識の高まりが見られたものの、昨年10月の消費税の増税、本年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大による行動自粛の影響などにより、厳しい状況になってきております。

このような環境のもと、積極的に新商品を投入して、コラーゲンの新たな用途の開拓につとめてまいりましたが、新規顧客数が当初計画に対して未達成であったことから、通信販売事業における当期末のアクティブ顧客数（1年以内に再注文がある人数）は、前期末よりも225人減少して10,069人となって、売上高は2億4千1百万円（前期比0.6%増）にとどまりました。

直営売店（新田ゼラチン大阪工場内）とイベント出店による店頭販売では、直営売店の年間来店購入者数が4,220人（前期比374人増）と増加したことから売上高は3千8百万円（前期比8.4%増）となりました。

スポーツクラブや協力事業者などへの卸売りでは、スポーツクラブ対面販売の要員を強化し、対応店舗数を増やしたことから売上高は2千6百万円（前期比3.3%増）となりました。

また、商品面では、城西大学薬学部医療栄養学科の監修商品「バランスコラーゲン グリーンスムージー」と「コラカフェ」シリーズで「スープ」2種（コーンクリーム、トマトクリーム）を昨年6月に発売しました。また、城西大学男子駅伝部と共同開発したスポーツニュートリション商品「ランショット (RUNSHOT)」を9月に、愛犬用サプリメント「健・ドッグコラーゲントブレット」を10月に発売し、新しい市場への展開を開始しました。さらに、11月には愛媛大学医学部附属病院 抗加齢・予防医療センターの監修商品「ほっとコラーゲン マサラチャイ味」を発売して既存品の味追加を行いました。そして、「コラカフェ」シリーズでチョコレートケーキの「ベイクドショコラ」を12月に数量限定扱いで発売、ウェルネックススキンケアシリーズの洗顔料「モイストマイルドウォッシュ」を3月に発売してシリーズを強化しました。

そして、新田ゼラチングループの中で唯一、消費者との接点のある企業として、株主優待制度の運用を受託し、業務受託収入として2千5百万円を営業収益に計上しております。

このような事業活動の結果、当期の売上は3億3千2百万円（前期比2.2%増）となりました。

利益面につきましては、新商品の開発・販促費用が増えたことから、営業利益1千2百万円（前期に比べ10百万円減少）、経常利益1千2百万円（前期に比べ9百万円減少）、当期純利益11百万円（前期に比べ6百万円減少）となりました。

2. 会社が対処すべき課題

次事業年度の健康食品市場は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為の行動自粛、生活必需品以外の買い控え心理などにより、厳しい状況で推移するものと思われます。

このような状況のもと、お客様へのコミュニケーション（電話、ハガキ、メール等）やコラーゲンの情報発信を重視した活動を継続するとともに、企業や商品の認知度を向上させる為に、流通企業を通じて量販店等での商品販売を実施していきます。

今後も、ゼラチン・コラーゲン素材メーカーである新田ゼラチン株式会社の子会社として、コラーゲン製品の良さと正しい情報の発信を行い、お客様に喜んでいただける商品とサービスを提供するため、当社スタッフ全員が一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. 財産および損益の状況

区 分	第13期 (平成29年 3 月期)	第14期 (平成30年 3 月期)	第15期 (平成31年 3 月期)	第16期 (当事業年度) (令和 2 年 3 月期)
売 上 高	221百万円	325百万円	324百万円	332百万円
経 常 利 益 または経常損失(△)	9百万円	8百万円	22百万円	12百万円
当 期 純 利 益 または純損失(△)	7百万円	6百万円	17百万円	10百万円
総 資 産	81百万円	101百万円	114百万円	124百万円
純 資 産	36百万円	43百万円	61百万円	71百万円

4. 会社役員 の 状況

取締役および監査役の状況（令和 2 年 3 月31日現在）

地 位	氏 名
代表取締役社長	小田 義高
取締役	崎間 武
取締役	井上 直樹
取締役	鈴木 啓仁
監査役	藤川 宜己

（注）取締役の鈴木啓仁は、令和元年 6 月 21 日の定時株主総会において選任され就任いたしました。

貸 借 対 照 表

2020年 3月31日 現在

株式会社ニッタバイオラボ

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	117,609,806	【流動負債】	52,899,102
現 金 ・ 預 金	58,740,748	買 掛 金	36,408,212
売 掛 金	22,978,587	未 払 金	14,606,071
商 品	26,305,920	未 払 法 人 税 等	406,400
貯 蔵 品	1,680,491	未 払 費 用	663,123
未 収 入 金	5,973,418	預 り 金	807,461
前 払 費 用	336,336	仮 受 金	7,835
貸 倒 引 当 金	-952,794	負 債 の 部 合 計	52,899,102
未 収 消 費 税	2,547,100	純 資 産 の 部	
【固定資産】	6,933,400	【株主資本】	71,644,104
【有形固定資産】	938,266	資 本 金	95,000,000
工 具 器 具 備 品	3,848,662	資 本 剰 余 金	5,000,000
減 価 償 却 累 計 額	-2,910,396	資 本 準 備 金	5,000,000
【無形固定資産】	4,160,574	利 益 剰 余 金	-28,355,896
電 話 加 入 権	14,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	-28,355,896
ソ フ ト ウ ェ ア	4,146,574	繰 越 利 益 剰 余 金	-28,355,896
【投資その他の資産】	1,834,560	純 資 産 の 部 合 計	71,644,104
差 入 保 証 金	1,834,560	負 債 及 び 純 資 産 合 計	124,543,206
資 産 の 部 合 計	124,543,206		

損 益 計 算 書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

株式会社ニッタバイオラボ

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	306,051,488	
株主優待業務受託収入	25,027,322	
販 売 権 使 用 料 収 入	833,207	
そ の 他 営 業 収 入	131,904	
売 上 高 合 計		332,043,921
【売上原価】		
期首商品・製品棚卸高	15,231,991	
当 期 商 品 仕 入 高	117,771,150	
株主優待業務受託原価	18,450,770	
合 計	151,453,911	
他 勘 定 振 替 高	-19,347,164	
期 末 商 品 ・ 製 品 棚 卸 高	26,305,920	
売 上 原 価		105,800,827
売 上 総 利 益 金 額		226,243,094
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		213,972,969
営 業 利 益 金 額		12,270,125
【営業外収益】		
受 取 利 息	571	
雑 益	534,606	
営 業 外 収 益 合 計		535,177
経 常 利 益 金 額		12,805,302
税引前当期純利益金額		12,805,302
法人税、住民税及び事業税		2,382,000
当 期 純 利 益 金 額		10,423,302

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

株式会社ニッタバイオラボ

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		95,000,000
	当期末残高		95,000,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金	当期首残高		5,000,000
	当期末残高		5,000,000
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高		5,000,000
	当期末残高		5,000,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		-38,779,198
	当期変動額	当期純利益金額	10,423,302
	当期末残高		-28,355,896
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		-38,779,198
	当期変動額		10,423,302
	当期末残高		-28,355,896
株 主 資 本 合 計	当期首残高		61,220,802
	当期変動額		10,423,302
	当期末残高		71,644,104
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		61,220,802
	当期変動額		10,423,302
	当期末残高		71,644,104

【個別注記表】

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

法人税法の規定による定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 5年

(b) 無形固定資産

法人税法の規定による定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

(a) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、当期末における未経過リース料はありません。

(b) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 2,000 株

監 査 報 告 書

私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査することにより、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和2年5月26日

株式会社ニッタバイオラボ

監 査 役

藤川 宜己 